

## 港区議会委員会条例の一部を改正する条例

港区議会委員会条例（昭和五十八年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「区役所改革推進本部に関する事項、」を削り、「（総合経営部）を「（企画経営部及び総務部）」に、「並びに総合経営部」を「並びに企画経営部、総務部」に改め、同条第二号中「子ども支援部」を「子ども家庭支援部」に改め、同条第三号中「環境・街づくり支援部」を「街づくり支援部」に改め、同条第四号中「防災・生活安全支援部」を「環境リサイクル支援部」に改める。

## 付 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の港区議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による総務常任委員会、保健福祉常任委員会、建設常任委員会及び区民文教常任委員会の委員長、副委員長及び委員（以下「旧委員等」という。）である者は、それぞれこの条例による改正後の港区議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による総務常任委員会、保健福祉常任委員会、建設常任委員会及び区民文教常任委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧委員等の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による総務常任委員会、保健福祉常任委員会、建設常任委員会及び区民文教常任委員会において審査中の事件については、新条例の規定によ

りその事件を所管することとなる総務常任委員会、保健福祉常任委員会、建設常任委員会及び区民文教常任委員会にそれぞれ付託された事件とみなす。